

第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画 中間評価支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画中間評価支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画中間評価支援業務

(2) 業務の目的

本市では、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力のある三好市」を基本理念に「第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画」を令和2年度を初年度とし、令和11年までの10年間の計画として一体的に策定している。

計画が10年間の長期にわたることから、計画開始から令和6年度までの5年間の市の取り組みや健康づくりの目標値の達成状況を分析し、今後、重点的に取り組むべき課題を整理するため、中間評価を行い、計画の改定をすることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約の締結日から令和7年3月31日まで

(5) 委託限度額

4,872,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は（以下「参加者」という。）次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 本件公告時に、三好市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 三好市暴力団等排除措置要綱（平成23年3月28日公示第19号）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

- (5) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村民税（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）を完納していること。
- (7) 過去5年以内（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に地方公共団体発注の健康増進計画・食育推進計画中間評価支援業務または同等の評価業務を元請として受注した実績を有する者であること。
- (8) 十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4 選定スケジュール予定

公告（三好市ホームページ）	令和6年5月1日(水)
質問受付期限	令和6年5月20日(月)
質問回答期限	令和6年5月24日(金)
参加表明書の提出期限	令和6年5月31日(金)
参加資格確認の決定	令和6年6月5日(水)
企画提案書の提出期限	令和6年6月14日(金)
プレゼンテーション	令和6年6月下旬 予定
選定結果通知	令和6年6月下旬 予定

5 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式5）に必要事項を記入のうえ、持参・電子メールにより受け付ける。

(1) 受付期間

公告日から令和6年5月20日(月)午後5時まで

(2) 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、三好市ホームページで公表する。なお、類似同様の質問についてはまとめて一つの回答とするほか、候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）

(2) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は配達証明に限る）

(3) 提出期限

令和6年5月31日(金)午後5時必着

(4) 資格審査

参加表明書の提出があった者について、参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格審査結果を文章にて全員に郵送で通知する。

7 企画提案書等の提出

参加資格審査結果により参加資格を有すると認められたものは次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式4）
- ② 見積書及び提案価格内訳書（任意様式）
 - ・業務内容及び人件費等の積算内訳が分かるように記載すること。
- ③ 業務工程表（任意様式）
- ④ 本業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制等を具体的に記載した業務実施体制（任意様式）

(2) 留意事項

- ① 文字サイズは10ポイント以上とする。
- ② 業務についての提案内容について
 - ・調査項目（特に重視する項目と理由・本市に必要と思われる項目と理由等）
 - ・調査の進め方・回収率を高める工夫等
 - ・その他本市に必要とされるニーズ調査等業務に付帯する作業の提案など

(3) 提出部数

原本1部 副本7部

原則A4版とする（資料の作成上A3版とした方がよい場合は、利用可とする。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達証明に限る）

(5) 提出期限

令和6年6月14日(金)午後5時必着

8 審査方法等

(1) 審査体制

三好市第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画策定支援業務受託候補者選定委員会において審査・選定を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーションによる。

(2) プレゼンテーション

- ア 実施日時 令和6年6月下旬予定（日時は別途通知する）
- イ 実施場所 三好市役所内会議室
- ウ 実施時間 30分（提案説明20分 質疑応答10分）
- エ 出席者 3名以内とし、本業務を担当する予定者が企画提案について説明すること。
- オ その他 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。パソコンを使用する場合は、プロジェクターに接続可能なものを持参すること。（プロジェクター・スクリーンは市が用意する）

(3) 審査基準

別表第2次三好市健康増進計画・第2次三好市食育推進計画中間評価支援業務に係る公募型プロポーザル審査基準に従い評価を行う。

(4) 審査結果通知及び公表

審査の結果については、文書にて全員に郵送で通知する。

なお、審査結果については、三好市ホームページにおいて公表する。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 本件を公告した以後、委員または当該業務に関する者に接触を求めた者。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

10 その他

- (1) 参加者は本要領等に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、三好市情報公開条例（平成18年3月1日条例第12号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

11 担当部署（各種書類提出先・問い合わせ先）

- (1) 住 所：〒778-0004 徳島県三好市池田町シンマチ1476番地1
- (2) 担当課：三好市環境福祉部 健康づくり課
- (3) 電話番号：0883-72-6767
- (4) F A X：0883-72-6664
- (5) E-mail：kenkoudukuri@city.tokushima-miyoshi.lg.jp